



# 畜産・酪農に関する 基本的な事項



2026年1月  
農林水産省  
**MAFF**



# 目次

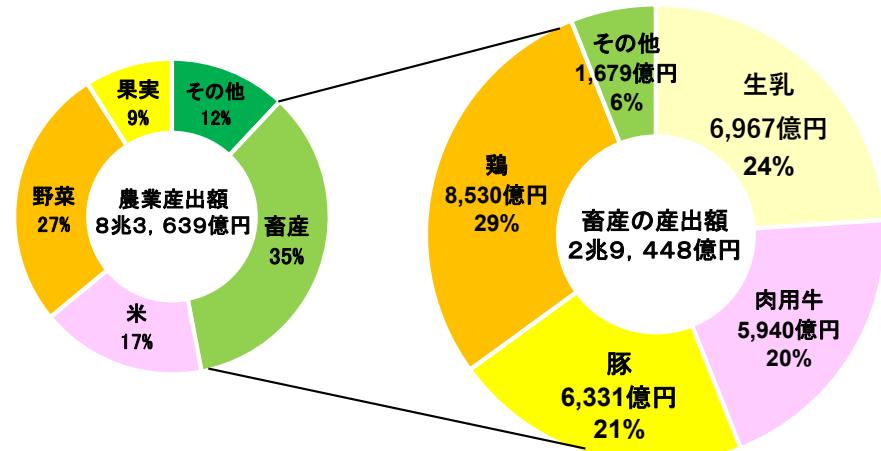
我が国の農業における畜産の地位	… 1	牛乳乳製品の製造工程	… 12
畜産の都道府県別産出額	… 2	牛乳乳製品の流通	… 13
家畜・家きんの種類		牛肉・豚肉の流通	… 14
乳用牛	… 3	牛肉の格付けの仕組み	… 15
肉用牛	… 4	肉用牛の生産構造(平成30年度)	… 16
豚	… 5	 	
鶏	… 6	鶏肉・鶏卵の流通	… 17
飼養戸数・頭数・羽数の推移		牛乳乳製品の輸出	… 19
乳用牛	… 7	国産牛肉の輸出	… 20
肉用牛	… 8	 	
豚	… 9	家畜飼料の種類	… 21
鶏(採卵鶏)	… 10	 	
鶏(ブロイラー)	… 11	 	



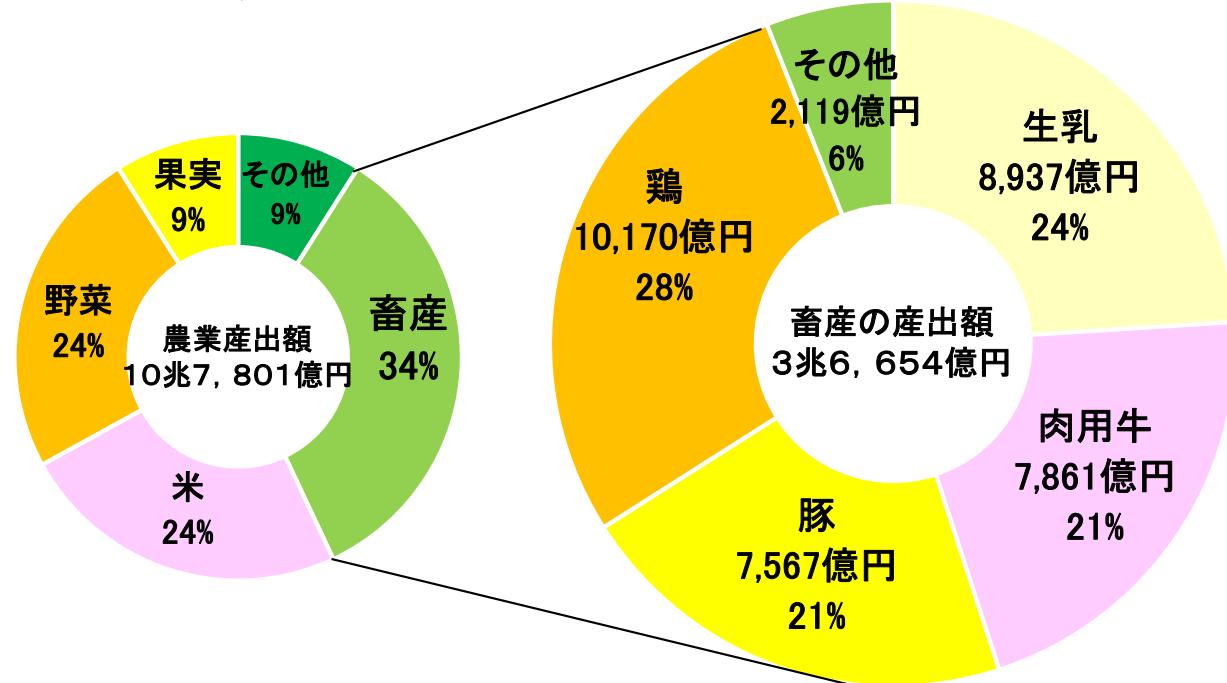
# 我が国の農業における畜産の地位

- 令和6年の農業産出額は10兆7,801億円。うち畜産は3兆6,654億円となっており、産出額の約34%を占める。  
(畜産の産出額に占める割合: 生乳:24%、肉用牛:21%、豚:21%、鶏:28%)
- 10年前(平成26年)と比べ、畜産の産出額は7,206億円増加。

## ○平成26年の農業・畜産産出額



## ○令和6年の農業・畜産産出額



○平成26年から令和6年の10年間で  
農業産出額は129%、  
畜産の産出額は124%に増加

資料:農林水産省「令和6年農業総産出額(全国)」

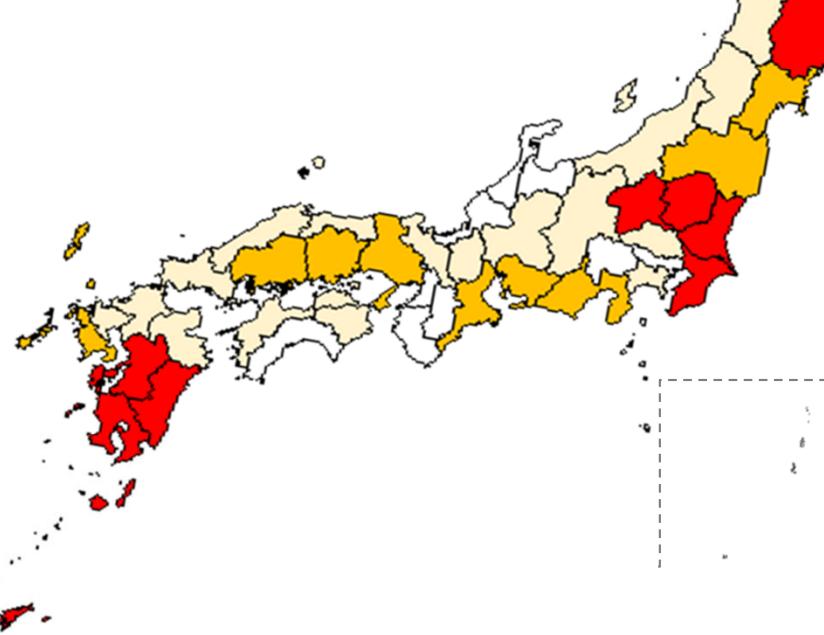
注) 数値については、四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

## 畜産の都道府県別産出額

畜産の産出額を都道府県別に見ると、上位10道県（北海道、青森県、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）で全国の約65%を占める。

北海道	青森県	岩手県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
8,399 億円	1,083 億円	1,864 億円	1,286 億円	1,399 億円	1,327 億円	1,464 億円	1,347 億円	2,344 億円	3,622 億円

計 2兆4,135億円  
 $\div$ 3兆6,932億円(全国)  $\approx$  65%



1,000億円～	深紅色
500～1,000億円	オレンジ色
100～500億円	黄色
～100億円	白色

資料:農林水産省「令和6年農業産出額(都道府県別)」

注:都道府県別の全国合計値は中間生産物(子豚等)が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

# 家畜・家きんの種類:乳用牛

子牛を産んだ乳用牛の雌牛から、「生乳(せいにゅう)」を搾乳(さくにゅう)し、飲用牛乳やバター、チーズ、ヨーグルトなどの乳製品を生産。

・ 乳用牛が1年間に生産する生乳は、平均で約9,000kg(S40年は現在の半分の約4,300kg)。平均搾乳日数には360日程度。なお、令和6年度の我が国の生乳生産量は737万トン。

注:生産物である生乳は、リットルなどではなくキログラムやトンで数えます。



ホル斯坦種



「種雄牛(しゅゆうぎゅう)」は、雌に交配するための精液を生産するための雄牛。

家畜人工授精(かちくじんこうじゅせい)により、沢山の雌牛と交配できるため、精液販売の専門業者など、限られたところでしか飼養されていない。

写真提供:(一社)全国肉用牛振興基金協会

ジャージー種



写真提供:(公社)中央畜産会

我が国ではホル斯坦種の次に頭数が多いが、その数は約1.2万頭。ホル斯坦種に比べ、乳量は少ないが、乳脂率が高いという特徴がある。

主に岡山県の蒜山(ひるぜん)高原、熊本県の小国(おぐに)などで飼養されている。

# 家畜・家きんの種類:肉用牛

- 肉用牛には3種の区分があり、それぞれ「肉専用種」「乳用種」「交雑種(F1)」と呼ばれている。
- 「肉専用種」は牛肉を生産する目的で改良された牛。「乳用種」は酪農経営の副産物である雄牛で、牛肉生産向けに肥育(ひいく)されている牛。「交雑種」は乳用種の雌牛と肉専用種の雄牛を交配して生産される牛で、乳用種よりも脂肪交雑(サシ)が入りやすい。

## 肉専用種

### 和牛（4品種）



#### 黒毛和種

- 在来牛にブラウンスイス種等を交配して改良が進められた品種。
- 被毛色は黒褐色單色。和牛全体の約97%を占め、肉質は特に脂肪交雑（いわゆる「サシ」）の面で優れる。



#### 褐毛和種

- 熊本県と高知県で飼われていた朝鮮牛を基礎とした在来牛にシンメンタール種等を交配して改良が進められた品種。
- 被毛色は黄褐色から赤褐色。耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。主産県は熊本県及び高知県。



#### 日本短角種

- 東北地方北部で飼われていた南部牛にショートホーン種を交配して改良が進められた品種。
- 被毛色は濃褐色。耐寒性に優れ、粗飼料利用性も高い。主産県は岩手県。



#### 無角和種

- 在来牛にアバディーンアンガス種を交配して改良が進められた品種。
- 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。粗飼料利用性が高い。主産県は山口県。

この他、外国種（アンガス、ヘレフォードなど）も

## 乳用種



### ホルスタイン種（♂）

- 酪農経営の副産物である雄牛を肥育。肉質の点で輸入牛肉と競合。

※「乳用種」、「交雑種」の子牛は酪農経営で生産される。

## 交雑種(F1)



### 黒毛和種（♂）×ホルスタイン種（♀）

- 乳用種の雌牛に、肉質向上を目的として、肉専用種である黒毛和種の雄牛を交配し生産。

写真提供:肉専用種は家畜改良センター

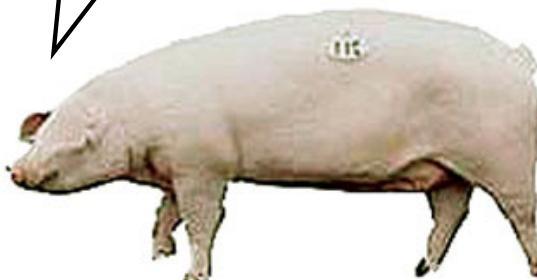
交雑種は(一社)全国肉用牛振興基金協会

乳用種は(公社)中央畜産会

# 家畜・家きんの種類:豚

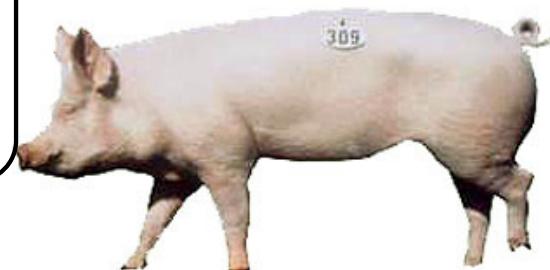
- ・ 養豚は主として、異なる品種を掛け合わせることによってそれぞれの両親や祖父母が持つ特徴を活かして、肉質、発育性、多産性などを向上させ、経済効率を高めながら、豚肉生産が行われている(三元交配(さんげんこうはい)など)。
- ・ また、純粹種としても生産され、我が国では「黒豚(バークシャー種)」が有名。

デンマーク原産。  
背脂肪が薄く赤肉率も高く、  
発育も極めて早いのが特徴。



ランドレース種

大ヨークシャー種



英国原産。  
赤肉率が高く、加工品の原料として高い評価を得ている。

米国原産。  
顔は長めで、顔面はわずかにしゃくれ、色は褐色。雄系品種として飼養頭数も多い。



デュロック種

バークシャー種

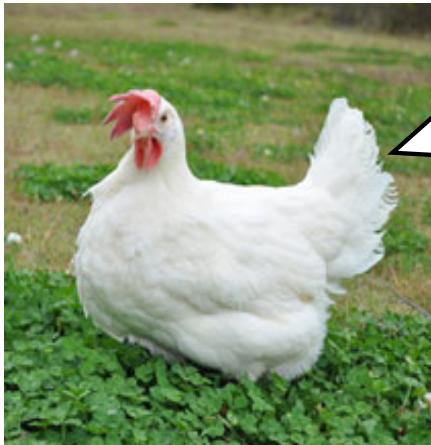


英国原産。  
発育性(増体)は劣るが、肉質(きめ細かさ・柔らかさ)が良いのが特徴で、「黒豚」と呼ばれている。鹿児島が主産県。

# 家畜・家きんの種類：鶏

- 鶏には、主として、卵を生産する「卵用種」と、ブロイラーなど肉用として飼養される「肉用種」がある。
  - 在来種に、その特徴を生かしつつ卵の生産性の高い品種などを交配することにより、「地鶏」の生産が行われている。
- ※ 「卵肉兼用種」もある。

## 卵用種



白色レグホン  
代表的な卵用種。  
産卵数は供用初年度  
で250～290個と多産。

## 肉用種



白色プリマスロック  
この雌と「白色コニッッシュ」という品種  
の雄を掛け合わせたものが、ブロイ  
ラーの主流。

## 卵肉兼用種

横斑プリマスロック  
代表的な卵肉兼用種。産卵  
数は卵用鶏と遜色なく多産。  
食肉としても美味。  
(独)家畜改良センターが開発  
した「岡崎おうはん」がある。



比内地鶏  
写真は比内鶏  
(在来種)。この雄  
と「ロードアイラン  
ドレッド」という品  
種の雌を掛け合  
わせて「比内地  
鶏」という銘柄で  
食用に供されてい  
る。



# 乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、年率3~5%程度の減少傾向で推移。
- 飼養頭数は、平成30年から増加傾向で推移してきたが、令和5年以降減少。
- 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移。

区分／年		29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4	5	6	7
乳用牛飼養戸数（千戸） (対前年増減率) (%)		16.4 (▲3.5)	15.7 (▲4.3)	15.0 (▲4.5)	14.9 -	14.4 (▲3.4)	13.8 (▲4.2)	13.3 (▲3.6)	12.6 (▲5.3)	11.9 (▲5.6)	11.3 (▲5.0)
うち成畜50頭以上層(千戸)		6.4	6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6	5.5	5.4
戸数シェア (%)		(40.6)	(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)	(45.3)	(46.8)	(48.5)
乳用牛飼養頭数（千頭） (対前年増減率) (%)		1,323 (▲1.6)	1,328 (0.4)	1,332 (0.3)	1,339 -	1,352 (1.0)	1,356 (0.3)	1,371 (1.1)	1,356 (▲1.1)	1,313 (▲3.2)	1,293 (▲1.5)
うち 経産牛頭数（千頭）		852	847	839	841	839	849	862	837	826	820
うち 未経産牛 (乳用後継牛) 頭数 (千)		471	481	492	499	513	507	510	519	486	473
うち成畜50頭以上層(千頭)		934	961	962	981	999	1,026	1,057	1,054	1,048	1,046
頭数シェア (%) ※注2		(73.4)	(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)	(78.8)	(80.7)	(81.8)
一戸当たり 経産牛頭数 (頭) ※注3	全国 北海道 都府県	54.3 76.4 40.5	56.1 78.8 41.8	58.3 82.2 42.9	57.6 78.2 44.1	59.9 81.1 45.2	62.9 84.7 47.5	66.3 89.1 50.1	68.0 90.0 51.6	70.6 93.0 53.9	73.9 97.4 55.8
経産牛一頭当たり 乳量 (kg) ※注6	全国 北海道	8,581 8,518	8,636 8,568	<8,767>※注6 <8,945>		8,806 8,943	8,938 9,066	8,871 8,946	8,809 8,901	8,957 9,087	—

資料:農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1:各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値(注6)。

2:平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6:経産牛一頭当たり乳量は、翌年度に「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出。平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

# 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移していたが、令和6年及び7年は減少。
- 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成28年から増加傾向で推移していたが、令和6年及び7年は減少。

区分／年		29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5	6	7
肉用牛	戸数(千戸) (対前年増減率)(%)	50.1 (▲3.5)	48.3 (▲3.6)	46.3 (▲4.1)	45.6 -	43.9 (▲3.7)	42.1 (▲4.1)	40.4 (▲4.0)	38.6 (▲4.5)	36.5 (▲5.4)	34.0 (▲6.8)
	頭数(千頭) (対前年増減率)(%)	2,499 (0.8)	2,514 (0.6)	2,503 (▲0.4)	2,527 -	2,555 (1.1)	2,605 (2.0)	2,614 (0.3)	2,687 (2.8)	2,672 (▲0.6)	2,595 (▲2.9)
	1戸当たり(頭)	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2	76.3
うち 繁殖雌牛	戸数(千戸)	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8	31.8	29.4
	頭数(千頭)	597	610	626	605	622	633	637	645	640	611
	1戸当たり(頭)	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1	20.1	20.8
うち 肥育牛	戸数(千戸)	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5	9.6	9.5
	頭数(千頭)	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635	1,617	1,577
	1戸当たり(頭)	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7	168.7	166.0
※注2											

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2:肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

3:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

## 豚飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数及び飼養頭数は、減少傾向で推移。
- 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は増加しており、大規模化が進展。

区分／年	26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸)	5,270	4,830	4,670	4,470	4,320	3,850	3,590	3,370	3,130
(対前年増減率) (%)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)	(▲10.9)	(▲6.8)	(▲6.1)	(▲7.1)
うち肥育豚2千頭以上層(戸)	1,020	961	990	1,030	1,030	997	958	972	910
戸数シェア (%)	(21.5)	(21.8)	(23.2)	(25.2)	(26.1)	(28.6)	(29.7)	(32.0)	(31.8)
飼養頭数(千頭)	9,537	9,313	9,346	9,189	9,156	9,290	8,949	8,956	8,798
(対前年増減率) (%)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)	(1.5)	(▲3.7)	(0.1)	(▲1.8)
うち子取用雌豚(千頭)	885	845	839	824	853	823	789	792	758
(対前年増減率) (%)	(▲1.6)	(▲4.6)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)	(▲3.5)	(▲4.1)	(0.3)	(▲4.2)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	6,528	6,309	6,479	6,606	6,664	6,880	6,692	6,753	6,634
頭数シェア (%)	(70.7)	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)	(77.8)	(78.3)	(79.1)	(78.8)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1809.7	1928.2	2001.3	2055.7	2119.4	2413.0	2492.8	2657.6	2810.9
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9	299.9	317.3

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

2:肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

## 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- 成鶏めす飼養羽数は、令和3年以降減少傾向で推移していたが、令和6年はわずかに増加。
- 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区分／年	平成26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸)	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810	1,690	1,640
(対前年増減率) (%)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)	(▲6.6)	(▲3.0)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	324	347	340	332	329	334	334	306	313
戸数シェア (%)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)	(20.1)	(21.3)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291	128,579	129,729
(対前年増減率) (%)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)	(▲6.3)	(0.9)
うち10万羽以上層(千羽)	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002	102,908	105,162
羽数シェア (%)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)	(80.1)	(81.1)
一戸当たり平均									
成鶏めす飼養羽数(千羽)	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1	79.1

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在) 注1:種鶏のみの飼養者を除く。2:10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。3:数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

## 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

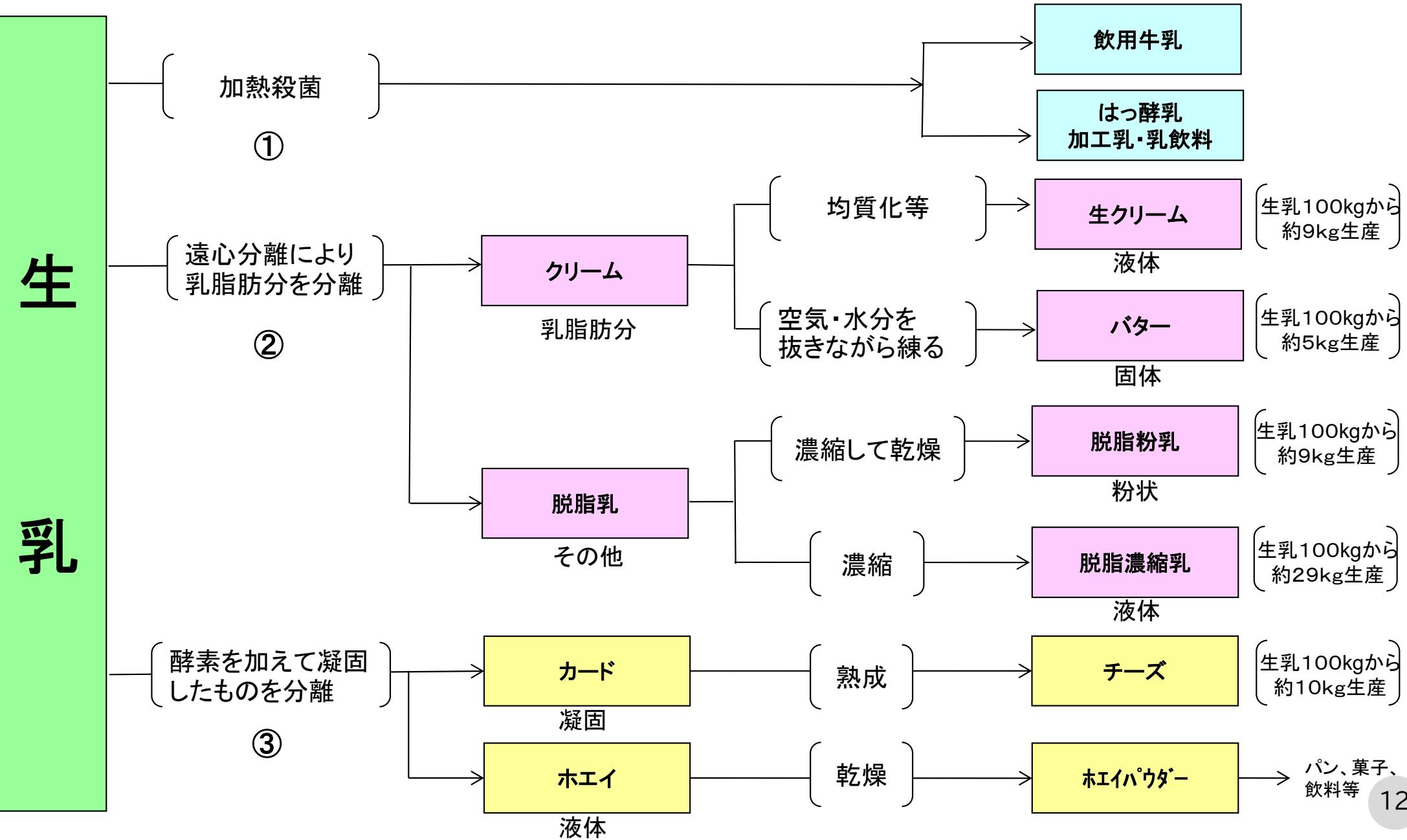
- 飼養戸数は、減少傾向で推移しているものの、大規模層は増加傾向で推移。
- 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移。

区分／年	26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数（戸）	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100	2,100	2,050
（対前年増減率）（%）	（▲1.7）	（▲0.8）	（▲2.1）	（▲2.2）	（▲0.4）	（▲4.0）	（▲2.8）	（0.0）	（▲2.4）
飼養羽数（千羽）	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230	141,463	144,859
（対前年増減率）（%）	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)	(1.0)	(▲0.3)	(1.6)	(2.4)
出荷戸数(戸)	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120	2,100
うち50万羽以上層(戸)	230	266	268	272	282	298	313	277	312
戸数シェア（%）	(9.5)	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)	(13.7)	(14.6)	(13.1)	(14.9)
出荷羽数(千羽)	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186	720,878	731,847
うち50万羽以上層(千羽)	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116	350,874	387,559
羽数シェア（%）	(41.5)	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)	(48.1)	(49.4)	(48.7)	(53.0)
一戸当たり平均 飼養羽数（千羽）	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4	70.7
一戸当たり平均 出荷羽数（千羽）	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0	348.5

資料:農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在) 注1:50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。2:平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。3:2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間(前年の2月2日から当年の2月1日まで)に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ 平成26年及び平成31年との比較である。

# 牛乳乳製品の製造工程

- 牛から搾った生乳は牛乳をはじめ様々な食品となる。
- 大きく分類すると①牛乳等、②脱脂粉乳・バター等、③チーズ等の3系統に分類される。



# 牛乳乳製品の流通

第1号対象事業者＝生乳を集めて乳業に販売する事業者



農協・酪農協・事業協同組合等

農協連・酪連等

第1号  
対象事業者  
(指定団体、生乳販  
売業者等)  
**指定事業者**  
(1又は2以上の  
都道府県の区域  
で集乳を拒否し  
ない事業者)  
※ うち、生乳生産  
者団体であるものを  
「指定生乳生産者団  
体」という

乳業



卸・小売



消費者



価格は両  
者が個別  
に決定

実需者



第2号対象事業者＝乳業に直接生乳を販売する酪農家

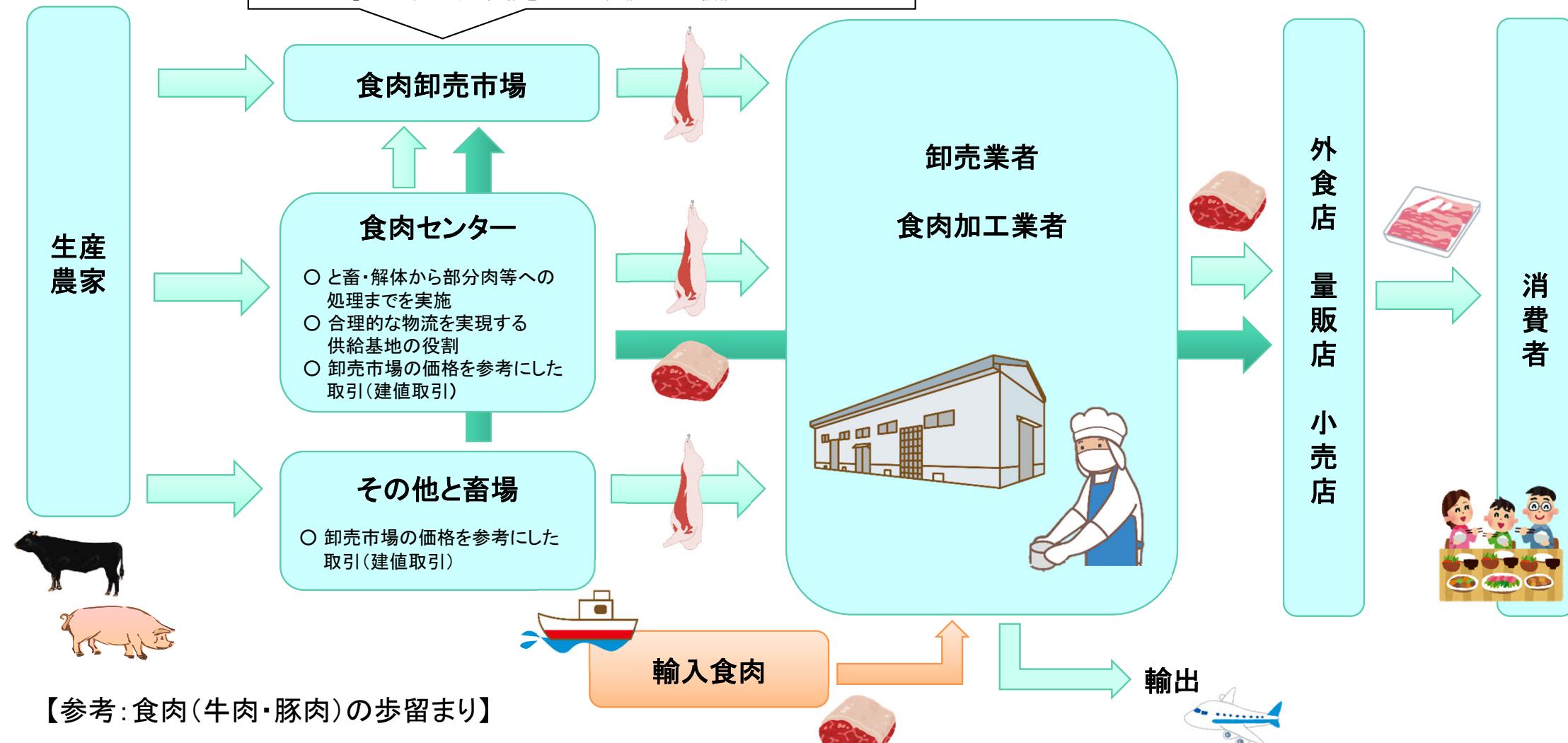


第3号対象事業者＝乳製品を加工販売する酪農家

- 対象事業者(第1～3号)は、毎年度、生乳又は乳製品の年間販売計画を作成して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて生産者補給金等が交付(交付対象数量が上限)。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金**が交付。

# 牛肉・豚肉の流通

- 消費地における集分荷・物流機能
- 多数の購買者が価格をセり合い一番高い価格をつけた者が買い受ける「セリ売」により枝肉卸売価格を形成(→建値形成の機能)



	生体	枝肉	部分肉	精肉
牛肉 (和牛)	約750kg	約63% → 約470kg	約71% → 約330kg	約90% → 約300kg
豚肉	約110kg	約70% → 約80kg	約70% → 約60kg	約90% → 約50kg

# 牛肉の格付けの仕組み

- 牛肉の枝肉販売価格は、畜産農家にとっては主要な収入となる一方、食肉流通業者にとっては仕入れ値に相当するものであることから、公正・公平な肉質評価基準の下、円滑な取引を確保していくことが重要。
- (公社)日本食肉格付協会では、全国統一の取引規格として「牛枝肉取引規格」を定め、個体ごとに格付を実施。格付は全国統一の取引の「モノサシ」として、価格形成に当たっての信頼し得る客観的指標となっている。
- 具体的な格付方法は、
  - ① 「枝肉」(図1)の状態で、枝肉から実際使用できる部分肉が得られる度合いに係る「歩留等級(A～Cの3段階、表1)」、
  - ② 筋肉内(第6～第7肋骨間)の脂肪交雑(「サシ」、「霜降り」)度合い※など品質に係る「肉質等級(5～1の5段階、表2)」

※ 脂肪交雑の度合いは、BMS(Beef Marbling Standard)により、12段階で評価。  
を組み合わせた15段階で判定(表3)
- なお、「肉質等級」は、脂肪交雫、肉色、肉の締まり・きめ及び脂肪色の4項目で判定しており、その項目別等級のうち、最も低い等級を格付として決定(表2)

表1 歩留等級区分

等級	歩留基準値	歩留
A	72以上	部分肉歩留が標準より良いもの
B	69以上72未満	部分肉歩留の標準のもの
C	69未満	部分肉歩留が標準より劣るもの

表3 格付規格の表示区分

歩留等級	肉質等級					
	高 ←	5	4	3	2	1
A	A5	A4	A3	A2	A1	
B	B5	B4	B3	B2	B1	
C	C5	C4	C3	C2	C1	

表2 肉質等級判定

肉質等級	(例) 3
脂肪交雫 (BMS)	4
肉の色沢	4
肉の締まり及びきめ	3
脂肪の色沢と質	4

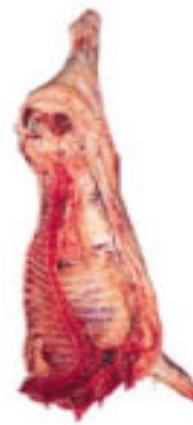


図1 枝肉

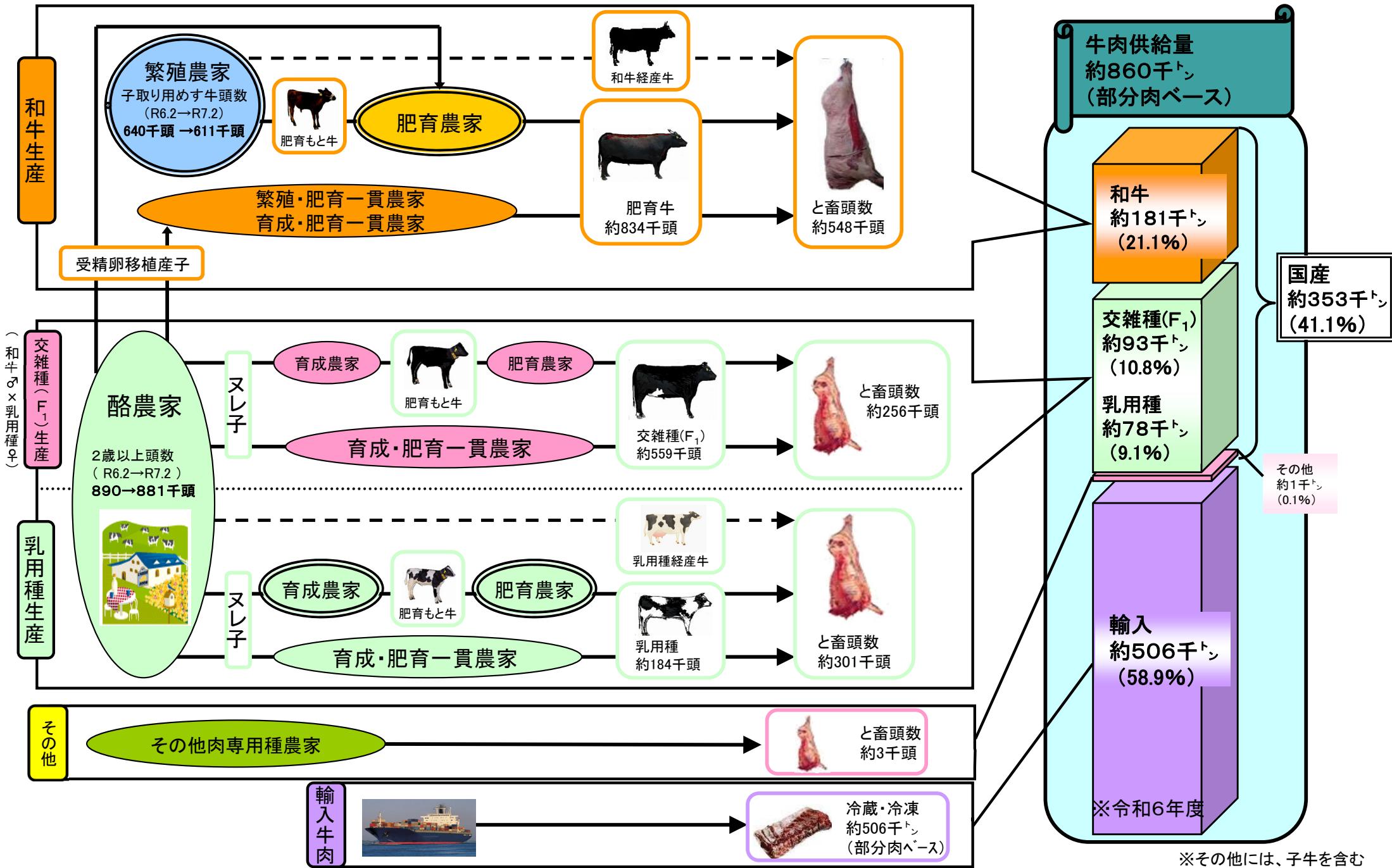


図2 3等級の枝肉



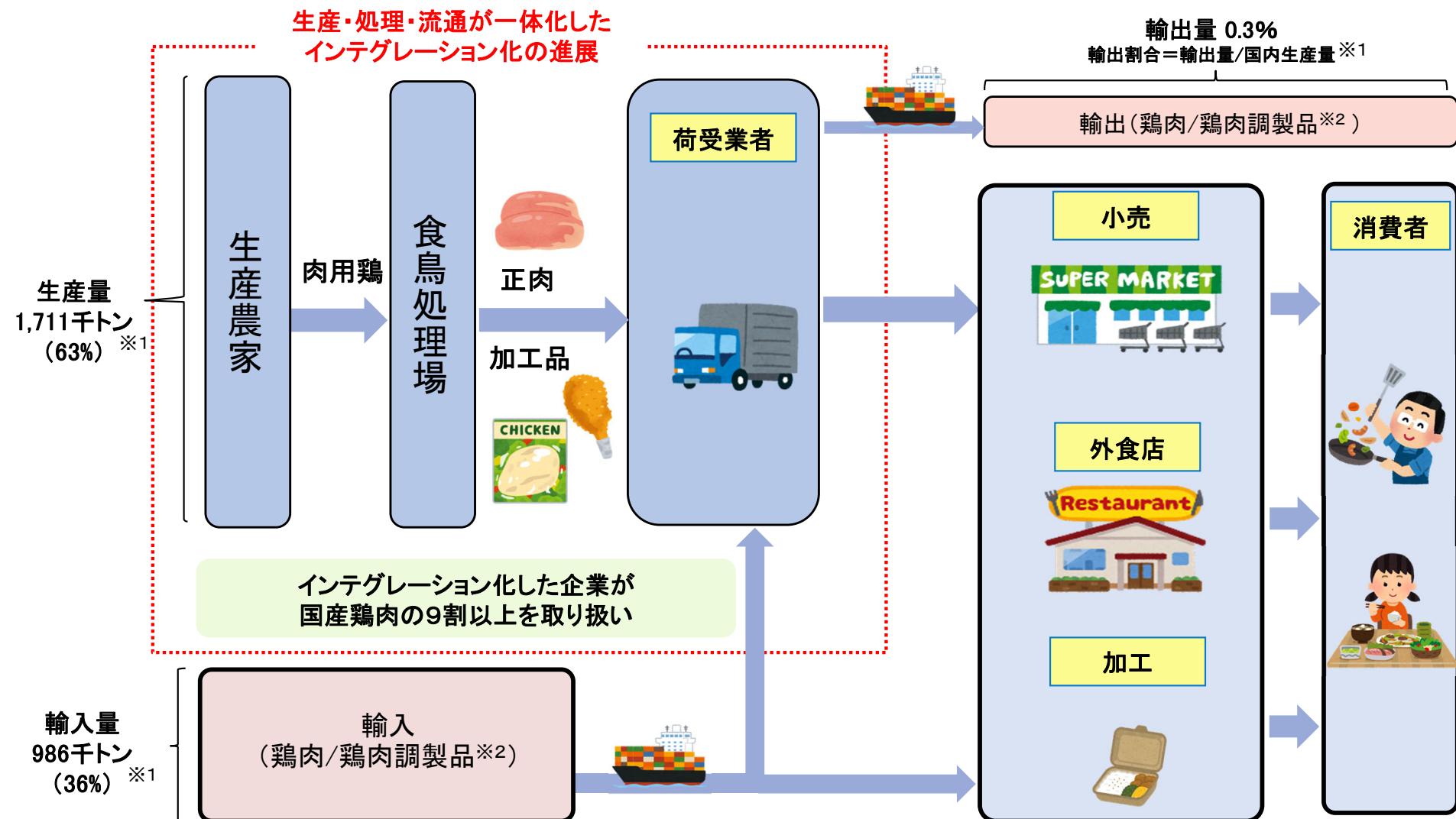
図3 5等級の枝肉

# 肉用牛の生産構造

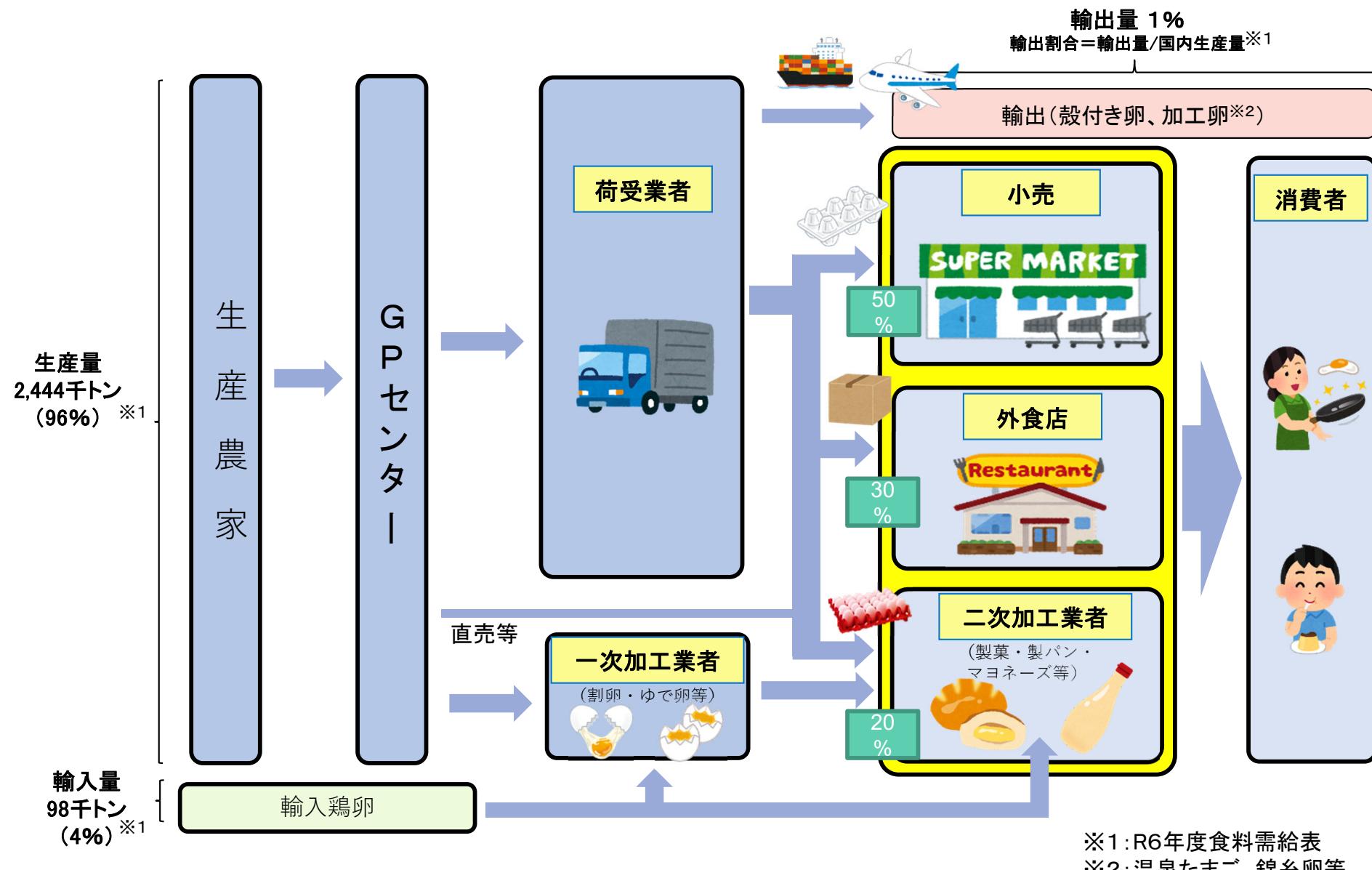


資料: 農林水産省「畜産統計(令和7年2月現在)」、「畜產物流通統計」、財務省「貿易統計」、(独)家畜改良センター「牛個体識別全国データベースの集計(令和6年度)」

# 鶏肉の流通



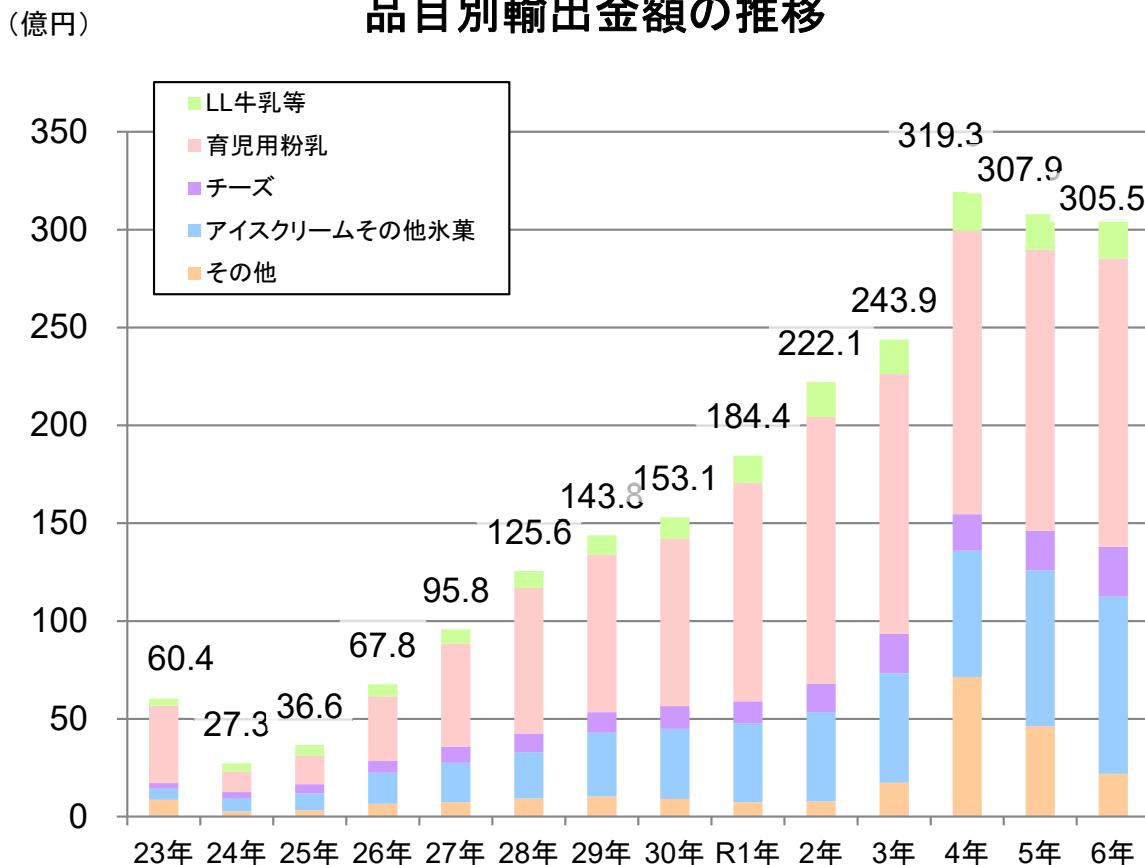
# 鶏卵の流通



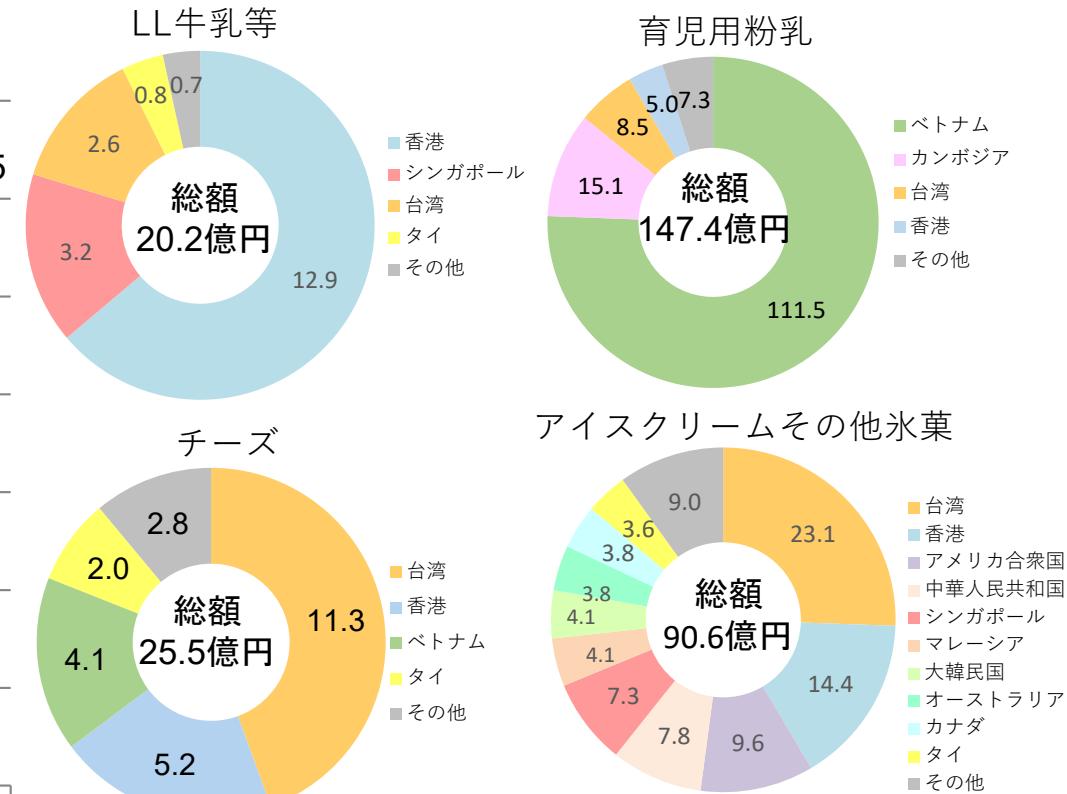
# 牛乳乳製品の輸出

- 牛乳乳製品の主な輸出先は、ベトナム、台湾、香港等。
- 平成23年の東京電力福島原子力発電所事故の発生に伴い大きく減少したものの、徐々に原発事故による諸外国の食品等の輸入規制が撤廃もしくは緩和された平成24年以降は増加傾向にある。令和4年に過去最高額となって以降、3年連続で300億円を超えている。
- なお、中国向けの輸出については、平成22年の我が国における口蹄疫の発生及び平成23年東京電力福島原子力発電所事故により、放射性物質関連証明書及び衛生証明書様式が合意に至っていないことから、アイスクリームその他氷菓以外の牛乳乳製品の輸出は、事実上停止している。
- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、品質が高く評価されている強みを活かし、香港、台湾を中心とするアジア諸国・地域を中心に輸出拡大を目指しているところ。

品目別輸出金額の推移



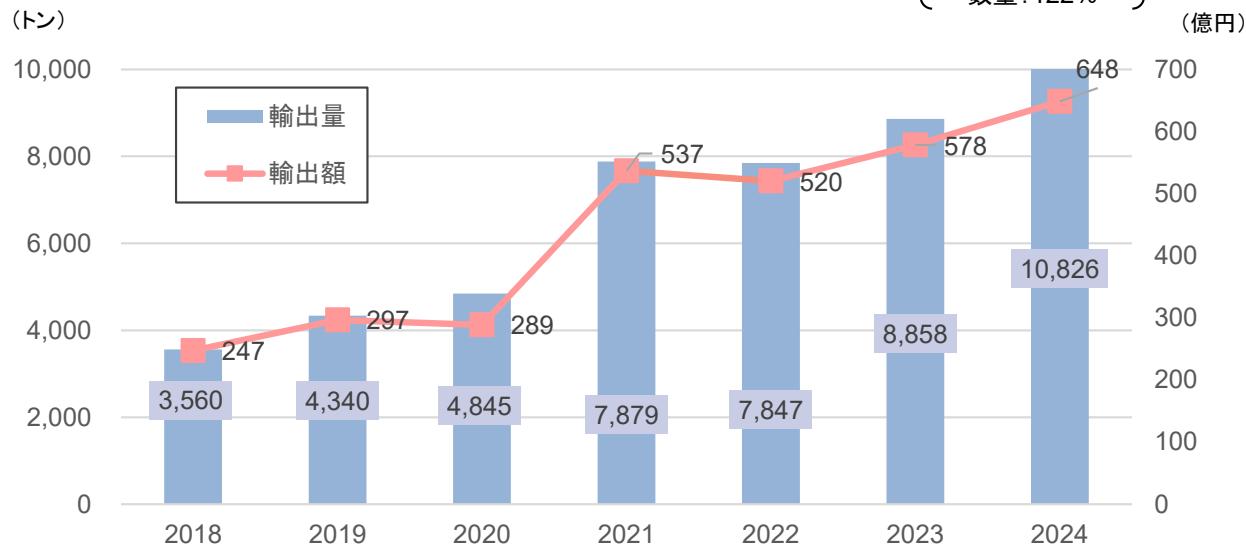
主要品目の国・地域別輸出額(令和6年(2024年))



# 国産牛肉の輸出

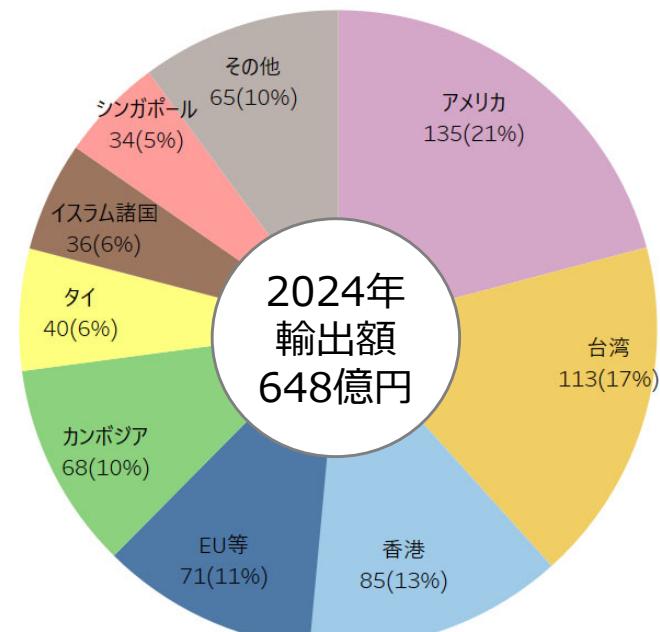
- 2024年の輸出実績は648億円(10,826トン)で、輸出額全体の約6割はアジア向け。
- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、
  - ・輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
  - ・産地ごとに生産者・食肉処理施設・輸出事業者等が連携して生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」の取組等により、2030年の輸出目標1,132億円の達成に向け、更なる輸出促進を図る。

牛肉の輸出実績  
(貿易統計ベース)



※ 正肉、牛くず肉の合計。ただし、2022年以降は加工品も含む。

牛肉の輸出実績(国・地域別)



## 【検疫協議・施設認定の状況】

- 輸出国・地域別の施設認定状況は別表のとおり。

## 輸出国・地域別の施設認定状況

2025年12月時点

	米国	カナダ	香港	NZ	オーストラリア	アルゼンチン	ウルグアイ	EU	シンガポール	メキシコ	フィリピン	ブルガル	台湾	インドネシア	マレーシア	UAE	サウジアラビア	カタール	バーレーン	マカオ	タイ	ミャンマー	ロシア等	ベトナム
施設数	17	11	15	17	11	4	3	14	21	11	17	3	30	3	3	5	3	9	6	79	85	54	4	71

# 家畜飼料の種類

## 粗飼料

- 生草は腐敗しやすいが、纖維質が多く、エネルギーやたんぱく質が少ない飼料。牧草や稻わらなどがある。草食家畜である牛などにとって栄養源となるだけでなく、消化機能を安定させるため、生理的に必須の飼料。
- 生草は腐敗しやすいが、乾草（乾燥）、サイレージ（乳酸発酵させて貯蔵性を高めたエサ、塩又キの漬け物のようなもの）にして貯蔵できる。

## 濃厚飼料

- エネルギーやたんぱく質が豊富で、これらの供給源として重要な飼料。穀物や食品製造副産物がある。
- 主に配合飼料として給与される。

## 牛・羊等草食家畜の飼料

### 牧草

- ・生草（放牧）
- ・乾草
- ・サイレージ



### 青刈りとうもろこし

- ・サイレージ



※茎・葉・実を含む

### 稻わら

- ・乾草



## 豚・鶏の飼料（粗飼料は通常給与しない）

### とうもろこし



※子実の部分のみ

### 大麦



### こうりやん



## ＜配合・加工・給与例＞



配合飼料



## ＜調製・保管・給与例＞



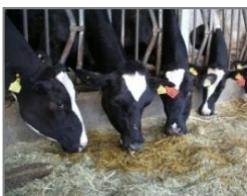
ラップサイレージ



バンカーサイロ



乾草ロール



## 食品製造副産物



パン屑

## ＜調製・給与例＞



エコフィード  
(例:リキッド飼料)